

地域課題解決活動支援事業 実施要領

第1 目的

この要領は、地域課題解決活動支援事業の適正かつ円滑な実施を図るため、鹿児島県補助金等交付規則、鹿児島県地域振興推進事業補助金交付要綱及び大隅地域振興局地域振興推進事業事務取扱要領に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 事業主体

事業主体は、県内に主たる事務所又は活動の拠点を置く集落、自治会、NPO法人、ボランティア団体その他地域づくりに取り組む団体や個人事業主等（以下「事業者」という。）や商店街等とする。

第3 対象事業

対象事業は、次に掲げる要件に該当するものとする。

- 1 大隅地域振興局管内（鹿屋市、垂水市、曾於市、志布志市、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町及び肝付町。以下「大隅地域」という。）において実施する、地域課題の解決に資する取組であること。
- 2 事業者及び商店街等が、自主的に取り組む事業であること。
- 3 一過性の取組ではなく、事業終了後も事業成果を生かした取組が継続的に行われることが見込まれるものであること。
- 4 他の事業等から補助を同時に受けないこと（ただし、他の事業等で不採択となったものは対象として応募できる）。
- 5 継続事業においては、改善、改良や事業拡大等を図るものであること。

第4 事業企画書の提出

事業を実施しようとする事業者及び商店街等は、事業企画書（別記第1号様式）及び誓約書（別記第2号様式）を大隅地域振興局長に提出し、承認を受けるものとする。

第5 事業の承認

大隅地域振興局長は、第4により提出された事業企画書が第3の要件に合致し、事業の達成が確実と見込まれる事業について第4の承認をする場合は、別記第3号様式により通知するものとする。

また不承認の場合は、別記第4号様式により通知するものとする。

第6 補助率及び補助金額

補助率は、補助対象経費の2分の1以内とする。補助金額は、商店街等が実施する事業については上限600千円、それ以外は300千円とし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

第7 補助金の交付等

補助金の交付等は、鹿児島県補助金等交付規則、鹿児島県地域振興推進事業補助金交付要綱、大隅地域振興局地域振興推進事業事務取扱要領に定めるとおりとする。

第8 その他

この要領に定めるもののほか、事業実施に必要な事項は、大隅地域振興局長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年5月13日から施行する。